

令和元年度教育委員活動及び事務事業
自己点検・評価結果報告書

令和2年11月

さつま町教育委員会

目 次

I 教育委員会の自己点検・評価制度の概要等	1
1 制度の概要	
2 さつま町教育委員会の取り組み方針	
(1) 教育委員の活動状況等	
(2) 事務局事業の評価等	
(3) 評価の方法等	
II 教育委員会の自己点検・評価	2
1 教育委員の活動等	
2 教育委員会事務局の活動等	
(1) 教育総務課	
(2) 学校給食センター	
(3) 学校教育課	
(4) 社会教育課	
(5) 国体推進室	
III 自己点検・評価に対するの学識経験者からの意見・要望等	12
IV 自己点検・評価結果	14
1 教育委員活動	
2 教育行政の重点施策の推進状況 (担当課及び教育委員による)	
〔資料〕	16
教育に関する事務の点検及び評価の実施に関する要綱	
地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (抜粋)	
さつま町教育委員会 教育委員名簿	

I 教育委員会の自己点検・評価制度の概要等

1 制度の概要

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定により、教育委員会は「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価」を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、住民に対して公表することとされている。

また、その実施に当たっては、教育に関し学識経験者の知見の活用を図ることとされている。

2 さつま町教育委員会の取組方針

教育委員会としては、次の二つの観点から点検・評価を実施した。

一つは教育委員の活動状況を教育委員自身が自己点検・評価を実施することとし、二つは、事務局実施の事業について、関係各課等が自己点検・評価を実施し、それらをもとに教育委員がさらに評価を実施することとした。

なお、本年は、9月初旬に事務局による事務事業評価を実施し、9月中旬から10月にかけて教育委員による自己点検及び事務事業評価を実施、その後、学識経験者の意見等を聴くこととし、11月の定例教育委員会を経て、12月議会に「教育委員会活動及び事務事業自己点検・評価結果報告書」として提出することとした。

(1) 教育委員の活動状況等

教育委員会会議の運営・改善、教育委員研修・活動等の項目とし、自己評価をすることとした。

(2) 事務局事業の評価等

各課等の事務事業について、各補佐・係長が自己点検・評価を実施し、さらに各課（室・所）長が点検・評価をしたものを教育委員が点検・評価することとした。

(3) 評価の方法等

教育委員の活動状況評価は、教育委員の評価の平均、事務局事業の評価は、各課等の評価に基づき各教育委員が評価しその平均とした。

Ⅱ 教育委員会の自己点検・評価

1 教育委員の活動等

研修および活動等については、平均3.75の評価点であり、概ね良と判断される。

- (1) 教育委員会会議については、会議資料の事前配布や関連資料の配付により審議内容の事前確認に努め、活発な論議が展開され、活性化が図られた。
- (2) 町長が招集する総合教育会議において、事業年度の具体的取組実績及び事業計画について意見、協議するとともに、令和2年度を初年度とする「さつま町教育大綱」の策定及び「第2次さつま町教育振興基本計画」の内容について審議した。
- (3) 全小・中学校への学校訪問や各種団体行事、地域行事へ積極的に参加したが、年明けから年度末にかけて新型コロナウイルス感染症拡大により、学校行事等への参加が自粛された。
- (4) 町長マニフェストの取組み状況について、11月に学校経営報告会を実施し、各学校の実践状況を把握するために、校長面談を実施した。
- (5) 教育委員会の活性化を図るため、県教育委員主催の「教育委員会委員研修会」等へ参加し、県内自治体の取組状況など情報収集を行った。
また、隔年で開催される「九州地区市町村教育委員会研修大会」（大分市）に参加し、教育活動における国の動向や九州地区の先進事例等について研修を実施した。
- (6) 定例教育委員会終了後に毎回、委員研修会を実施し、教育の現状やお互いが持つ情報の共有化を図り、委員として教育行政に関する資質向上に努めた。
今後においても、委員自身の自己研修および相互研修の充実により、教育委員会の全体の活性化を図っていきたい。

2 教育委員会事務局の活動等

各課等における事務事業の推進状況については、評価の平均値7.73、教育委員評価の平均7.45の評価点であり、概ね順調に推進されていると判断される。

各課等における特記事項として、次のことが挙げられる。

(1) 教育総務課

ア 教育委員会の会議については、年間12回の定例会と1回の臨時会を開催し、教育行政に関する意思決定を行った。

イ さつま町教育行政の指針となる「さつま町教育大綱」及び「さつま町教育振興基本計画」に基づき、教育に関する各分野の事務についてその推進を図った。

さらに、今後、10年間における新たな教育行政の指針となる「さつま町教育大綱」を策定するとともに、未来を拓く子どもたちのよりよい教育環境を充実させるため、本町の将来における“教育の姿”や教育政策を総合的に明らかにした「第2次さつま町教育振興基本計画」を策定した。

ウ 高等学校、大学等へ就学する者のうち、経済的な理由により学費の支出が困難な者に対し学費を貸与し、保護者の経済的負担の軽減と就学奨励に努めた。令和元年度は、新規貸付申込者3名、継続者16名の合計19名に奨学資金の貸与を行った。

併せて、若者の定住促進を図るため、平成30年度に創設した「奨学資金返還支援補助金」についても奨学資金制度の周知とともに、広くPRを行った。

エ 小学校の通学バス（スクールバス）については、盈進小学校2コース、柏原小学校1コースを運行しており、学校・バス会社・教育委員会が連携を図り、安全で安心して登下校できる通学環境の確保に努めた。

また、バス通学に関する要望事項等について、情報の共有化を図り、課題の改善、解決に取り組んだ。

オ 第2次再編計画の流水小学校と鶴田小学校の再編（令和4年4月開校）については、令和元年6月に「さつま町立流水・鶴田小学校再編準備委員会」を設置した。

新しい学校名についての募集（応募者限定）を実施し、準備委員会において慎重に審議した結果、「鶴田小学校」に決定した。

また、新小学校建設に向けた経過報告や意見集約、校章・校歌の制作など、重要案件について計5回の準備委員会を開催した。

カ 平成31年4月の中学校再編により、新宮之城中学校への通学バスの運行を開始した。民間運営バス4路線、通学優先バス7路線、計11路線で生徒約170名の利用があった。

通学バスの運行及び学校行事に合わせたバス利用について、学校、保護者、地域等から、さまざまな意見や要望が出されたことから、関係課、事業所等と協議しながら、対応の検討や課題の改善、解決に向けた取組を実施した。

また、遠距離通学者や自転車通学者に係る保護者の経済的負担を軽減するため、学校と連携し、通学費補助制度の周知に努め、利用促進を図った。

キ 児童・生徒用パソコンは、長期継続契約により計画的に整備を行っており、校務用・教務用パソコンのトラブルへの対応や修繕等を実施した。

また、盈進小学校、宮之城中学校に教育用教材としてパソコン教室にタブレット端末の整備（無線LAN、サーバー機器含）を行った。

さらに、全小中学校において学校事務職員のパソコン端末及び学校図書システム用機器を更新した。

ク 教職員住宅については、令和元年度における管理戸数は60戸となっている。教職員住宅の大半が老朽化していることから、状況等を把握しながら41件の修繕、改修等を行い建物等の維持管理に努めるとともに、ALT教職員住宅1戸のルームエアコンを更新した。

(2) 学校給食センター

- ア 「安全」「安心」な給食を提供するため、「学校給食衛生管理基準」に基づき、施設・設備等の衛生管理に努めた。また、職員等の健康観察や健康管理の徹底を図るとともに、衛生研修会の開催や各種衛生管理研修会への参加により、衛生管理の向上に努めた。
- イ 学校や自宅における児童・生徒の食事の状況等を踏まえ、給食全般に関する課題や問題点等を協議・検討するため、学期ごとに学校給食担当者会を開催した。
- ウ 食材の安全性を確認するため、納入業者から残留農薬検査書・品種識別検査書・食品検査成績書・放射性物質検査報告書等の提出を求めた。自主検査として毎学期5品目の食材検査（一般細菌類・大腸菌群・サルモネラ属菌・黄色ブドウ球菌・カンピロバクター）を実施した。
- エ 栄養教諭による学校訪問等で、「食育」をはじめ正しい食事の在り方や望ましい食習慣等の指導を行った。
- オ 地産地消については、地産地消推進費の活用や農政課と連携を図り、町内産の食材を使用した給食を提供した。
黒毛和牛肉、金柑、豚肉の町内生産者と交流給食を実施した。
- カ 米飯給食については、週4回地元産米のヒノヒカリを使用した給食を提供した。
- キ ホームページに今日の献立として写真を掲載し情報の提供に努めた。
- ク 給食費については、関係各課、学校、PTAとの連携のほか、児童手当・就学援助費からの徴収に努めた。収納率は99パーセントであった。
- ケ 町長マニフェストである学校給食助成事業を継続し、児童生徒1名当たり1月2,000円を賄材料費より支出し、子育て環境の整備及び少子化対策の推進のため保護者の負担軽減を実施した。
- コ 学校給食センターの1センター化・民間委託については、まずは、薩摩センターを廃止し、宮之城と鶴田の2センターとした上で、学校再編に併せ、民間委託を検討することとした。

(3) 学校教育課

ア 校長研修会（年5回）・教頭研修会（年5回）の開催や県外での研修会への参加等により，管理職の資質の向上に努めた。

イ 年度始めの学校への町教委訪問や北薩教育事務所との合同訪問には，教育委員も参加し，実態把握に基づく指導に努めた。また，年度途中で教育委員による校長面接を設定し，年度始めの学校訪問時に指導した学力向上やいじめ等への対応，教員の資質向上等について，その後の取組状況を確認するなど継続した指導に努めた。

ウ 「さつま学」（郷土教育）を充実させるために，「さつまっ子チャレンジ教室」を実施し，小・中学生が本町出身の大学生等との交流を通して，さつま町の良さを再認識したり，将来の生き方について考えよりよく成長するために必要なことを共に考えたりする等，成長のきっかけづくりになるように努めた。

また，「さつまカルタ」の一層の活用推進と，郷土への愛着や理解を深めさせるために，「さつま検定」の問題を作成し，検定を実施した。

エ 小・中・高連携研究会や小学校授業力向上事業，「主体的・対話的で深い学び」の実現による学力向上プログラムによる研究等を通し，児童生徒の学力向上，教員の指導力向上に努めた。

オ 町教育研究会主催による小学校授業力向上研修会の実施や鹿児島学習定着度調査等の結果分析を基にした研修等により，教師の指導力の向上を図るとともに，授業改善に努めた。また，「鹿児島チャレンジ」「鹿児島ベーシック」を印刷・製本し，7月に配布することで，長期休業中にも活用できるようにして，学力向上に生かした。

カ 「さつまとの3構え（身構え・心構え・物構え）」を全小・中学校で推進し，学習への構えを整えさせるとともに，「さつまっ子家庭学習のポイント」を全ての家庭に配布し，その必要性や保護者の関わりの大切さを周知することにより家庭学習の充実を図った。

また，帰りの会の時間を使って家庭学習の計画を立てる「さつまタイム」を全小・中学校で実施し，児童生徒が自主的な家庭学習ができるよう，家庭学習の充実に努めた。

キ 特別支援教育を充実させるために、管理職に対する研修や特別支援学級の担任による情報交換を充実させるとともに、特別支援教育支援員を全小・中学校に19人派遣し、特別な支援を要する児童生徒の学習への援助に努めた。

また、児童生徒の実態に応じた適正な就学ができるよう子ども支援課との連携強化、専門員による教育相談の充実を図った。

ク 読書に主体的に親しませるため、学年別推薦図書をもとめた「さつま読書のすすめ」を基に、「親子20分読書」の推進や「読み聞かせ」など本町の特色ある読書活動の支援を行った。また、「さつまっ子読書奨励賞」を設け、多読者や図書委員会等での本に親しむ環境づくりに励んだ児童生徒等に授与し、意欲付けを図った。

ケ ALT（外国語指導助手）の活用や「理科支援員配置事業」による複式学級での理科支援等の運用により、個に応じたきめ細かな指導と確かな学力の定着に努めた。

コ スクールソーシャルワーカー・教育相談員等を小・中学校に派遣し、不登校（傾向）や生徒指導上課題のある児童生徒、及びその保護者にきめ細やかに対応するとともに、適応指導教室（さつまる〜ム）における指導員の活動充実により、特に不登校（傾向）児童生徒の生活リズムの改善や学習の習慣化に努めた。

サ 体力・運動能力調査等をもとに、児童生徒の体力や健康状況を把握し、一校一運動、水泳・陸上記録会、「チャレンジかごしま さつまランキング」の実施等を通して、心身共にたくましい児童生徒の育成に努めた。

シ 10月1日の「学校安全の日」の取組の充実や毎月1日の安全点検、交通教室、不審者対応訓練等の安全指導を徹底し、児童生徒の安全に対する意識を高めるとともに、事故等の防止に努めた。また、警察やスクールガード・リーダーとの連携により、登下校の安全確保の徹底に努めた。

ス 土曜授業を4月から2月まで10回実施し、学力向上を中心にした教育活動の実施や保護者・地域住民の協力を得やすい行事等を行い、有効な活用を推進した。

(4) 社会教育課

ア 生涯学習を推進するため、生涯学習講座（19講座）や高齢者学級（大学）の開講、町職員によるさつまの郷出前講座（25メニュー263講座）を実施し、地域サロンや高齢者学級・各種サークルなどに活用された。

イ 「人・自然・元気がやく さつま町」を大会テーマとして町民大会を開催し、約500人の参加のもと、各種表彰や生涯学習発表、講演会（タレント 渡辺 正行氏「健康だからできる～笑顔の毎日～」）などを行い学習意欲等の向上に努めた。

ウ 青少年の健全育成を図るため、地域や学校、子ども会、PTAなど各種団体で組織する「さつま町青少年育成町民会議」における連携した各種取り組みや、年間を通した「さつまふるさと体験塾」の開講、ジュニアリーダークラブの育成に努めた。青少年交流事業については、青森県鶴田町と鹿児島県中種子町を受け入れて3町合同で実施した。

エ 「さつまの日（青少年育成の日と家庭の日）」を充実するため、町広報紙を活用した啓発活動や「親子カヌー体験教室」、「親子料理教室」、「親子で科学館・水族館見学」などを開催し、親子のふれあい交流に努めたほか、「わたしたちの睡眠と脳を守る」標語コンクールを実施した。

オ 区公民館や公民会活動の促進を図るため、区公民館長連絡協議会定例会（年6回）や研修会を開催し、地域活性化の基盤づくりに努めた。
また、第70回九州地区公民館研究大会佐賀大会へ参加した。

カ 山崎交流館の改修工事を実施した。

キ 家庭教育については、町内の全小・中学校、幼稚園、保育所での家庭教育学級の開設を支援した。

また、インターネットやスマートフォン・ゲームの普及に伴う依存症が問題となっていることから、新入学児童の全保護者を対象にした子育て講演会において、増田 彰則医師による講演を行ったほか、一日の睡眠時間や学習時間、ゲームの使用時間を子どもたちが、自分で記帳する「睡眠&メディア日誌」を製作し、モデル校による記帳実践活動を行った。

- ク 令和元年度末で個人36人、団体6団体（114人）、合計150人の学校応援団への登録があり、農作業体験や調理実習、読み聞かせ、交通安全見守りなど、幅広い分野で学校教育活動の支援や家庭教育の支援に務めた。
- ケ 人権同和教育については、人権フェスティバル（講演：菊池 幸夫弁護士「出会いの人生から学んだこと」）の開催や、家庭教育学級の中での人権研修の実施、集会所事業における生涯学習の実施など人権研修の充実に努めた。
- コ 読書活動の推進を図るため、親子への読み聞かせ指導と絵本などのプレゼントを行うブックスタート事業や、広報さつま1ページを使った「図書館へ行こう！！」の掲載、読書感想文・感想画コンクール、「読書フェスティバル」などを開催し、読書に親しむ機会の提供に努めた。
- サ 「おはなしコンサート」を夜のこども図書館～えほんの森～で開催し、絵本や紙芝居等と共にマリンバ演奏やオカリナ演奏、ヴァイオリン演奏を披露し、146人の来場があった。
- シ 社会体育の振興を図るため、町体育協会と連携し、地区対抗の各種スポーツ大会や、菊水旗など専門部における各種競技大会の開催を行い、町民の体力向上・健康の増進を図り、地域間の親睦、融和、競技力の向上に努めた。（町体育協会開催6大会）
- ス 生涯スポーツの振興として、ふれあいサロンや健康づくりグループ活動に出向き、さつまとの郷出前講座を活用したニュースポーツの紹介・体験活動を行い、主体的・継続的にスポーツ・レクリエーション活動に親しみ、健康で心豊かな生活を送るための健康づくりの普及、啓発に努めた。（11団体 11回 156人）
- セ B&G海洋センター事業として、水辺の安全教室（小学校5校368人）、水泳記録会（スポーツ少年団3団35人）、水泳教室（延べ249人）を実施し、体験活動を通して水に親しむ心を育むと共に、水の事故ゼロを目指した水の安全教育に努めた。

ソ 社会体育施設の適切な管理と効率的な運営を行い、安全・安心で快適な利用を促進し、町のスポーツ振興及び体育文化の向上並びに町民の健康増進を図った。

また、体育館の雨漏りを改善するため、宮之城総合体育館屋根防水工事、鶴田体育館中央部屋根外壁防水工事を実施した。

タ 町内の小・中・高校吹奏楽部及び宮之城吹奏楽団、吹奏楽経験者が一同に会し、「～空まで響け、さつまの音色～みんなで築くこの町に」と題して20回目を迎える「みやんじょ吹奏楽フェスタ2020」を開催した。

特別ステージでは、さつま町ゆかりの吹奏楽経験者の演奏やプロのトロンボーンカルテッドジパングによる演奏が行われた。

また、日本国内で頻発する自然災害からの復興を願いながら演奏し、義援金を募った。

チ 「第15回さつま美術展」を開催し、芸術文化の振興に努めた。

なお、テーマの部(テーマ「残したいさつま町の風景」)に22点、自由の部に506点の応募があり、優秀作品は宮之城文化センター等に展示し、広く町民に鑑賞の機会を提供した。

ツ さつま町文化協会主催の第9回さつま町文化祭を一本化したかたちで開催、専門委員会の活動を支援するとともに、郷土史研究会や宮之城人形復興会、文化財ボランティア等の団体活動も支援した。

テ ふるさとの貴重な歴史資料を保管する宮之城歴史資料センターでは、夏季企画展「松永南楽と鳥瞰図の世界」、冬季企画展「さつまの日本刀～武士(もののふ)の魂」の企画展を開催した。

ト 開発行為に伴う埋蔵文化財発掘調査として、10件の確認調査と公共工事による本調査1件を行った。

ナ 宮之城島津家墓所「宗功寺墓地」の調査結果をまとめた報告書300部を作成し、各関係機関へ配布し、引き続き確認調査等を実施した。

令和2年3月10日付で県内4市1町(鹿児島市・始良市・垂水市・指宿市・さつま町)に所在する各島津家の墓所が「鹿児島島津家墓所」として国指定史跡となった。

(5) 国体推進室

ア 町実行委員会総会を2回開催し、各専門委員会を計10回開催するなどして国体開催に向けての各種基本方針や要項等を策定した。

また、リハーサル大会開催に向けて町実施本部会議などを開催した。

イ 第74回国民体育大会いきいき茨城ゆめ国体ラグビーフットボール競技会の視察を行うとともに、競技会場地水戸市の事業概要説明会に参加して先催県の取り組み状況の教示を受けた。

また、競技会係員予定者（町職員）による県内のリハーサル大会（ホッケー：薩摩川内市，サッカー：霧島市）の視察を行った。

ウ カウントダウンモニター・カウントダウンボードの設置，懸垂幕・横断幕等の掲出，町ホームページ・町広報紙での記事掲載，各種イベントでの啓発活動を行うなどして，国体開催機運の醸成に努めた。

エ 県ラグビーフットボール協会及び鹿児島市との連絡調整会議を開催したほか関係機関・団体等と協議を行い，リハーサル大会及び本大会に向けた準備を行った。

また，リハーサル大会終了後に，競技会係員から改善点などの意見を徴収するとともに，県ラグビーフットボール協会等とリハーサル大会の検証を行い本大会に備えた。

Ⅲ 自己点検・評価に対しての学識経験者からの意見・要望等

- 1 3月の卒業式は、コロナウイルス感染症拡大により、自粛されたが子どもたちの思い出に残る卒業式はできたのか。
- 2 宮之城中学校の通学優先バスについて、国道にバスが数台停車している状況や仲町バス停付近の危険家屋など、子どもたちの通学時における安全の確保をお願いしたい。
- 3 奨学資金返還支援補助金について、本制度が利用者によく理解されていないのではないか。若者の定住に少しでも繋がる施策であることから、本制度の趣旨を十分、周知していただきたい。
- 4 給食費の未納者対策について、未納となる前の段階での対策が必要ではないか。
また、今後、コロナの影響により、家庭の経済状況も変化していることが予想されることから、給食費の徴収にあたっては十分配慮していただきたい。
- 5 さつまカルタの「さつま検定」について、中学生の合格者が非常に少ない。今回の結果を分析し、次回の検定に活かしていただきたい。
- 6 ALTが子どもたちと笑顔で接している様子を見ると、今の子どもたちは、幼いころから外国人と触れ合う機会があり、環境に恵まれている。
さらに、多くの子どもたちが外国人と触れ合えるよう、ALTを増員していただきたい。
- 7 中学校の部活動が充実し様々な大会で良い成績を収めている。部活動における外部指導者の活用が十分図られているのか。今後の部活動、子どもたちの活躍を大いに期待している。
- 8 学校応援団について、令和元年度で150人の登録があるが、例えば裁縫などの授業は、男性教諭や若い女性教諭の手助けになると思う。
今後、学校や先生方と十分連携し、学校応援団の幅広い人材の確保と学校活動への積極的な活用を図っていただきたい。
- 9 青少年教育について、今の若い人達は、組織に属することを敬遠する傾向がある。子どもの頃から仲間づくりや組織・グループ活動の大切さなど、組織の意義や意識を高める社会教育活動を推進していただきたい。

- 10 生涯学習について、さまざまな講座が開講され、充実した活動が展開されている。今後においても、多くの町民が生きがいをもって、受講できる生涯学習の充実を図るとともに、自立した活動への展開を推進していただきたい。
- 11 かがしま国体について、2023年の開催が決定したが、次の開催までに期間があることから国体開催に向けたモチベーションの低下が懸念される。
本町では、ラグビーが開催されると思うが、新たなかがしま国体における本町での開催に向け、大会への意気込みを継続しながら、機運の醸成に努めていただきたい。

Ⅲ 自己点検・評価結果

1 教育委員活動

評価項目		評 価 の 観 点	評価
1 教育委員会の 会議の運営・ 改善	1	定例会・臨時会の会議は適切に開催されたか。(回数・時期・日程・審議件数等)	5.00
	2	事前資料・関連資料等の配付が適切になされたか。	5.00
	3	必要に応じて、報告・連絡・相談及び事前勉強会や相互研修等がなされたか。	3.50
	4	議案(報告)等の審議にあたっては適切な意見交換がなされ十分審議されたか。	4.25
	5	委員の意見・提案は施策に反映されたか。	3.25
	6	会議及び会議録の公開・広報等は適切になされたか。	4.50
2 委員の研修等	7	国・県・地区・町等のバランスのとれた研修計画がなされたか。	3.00
	8	当面する課題に対する研修が適切になされたか。	3.25
	9	研修の成果が施策に反映されたか。	2.75
3 委員の活動等	10	教育委員会主催行事・学校行事・各種団体主催行事・地域行事等の委員への連絡・通知等は適切になされたか。	4.75
	11	教育委員会主催行事・学校行事・各種団体主催行事・地域行事等の委員の参加は適切になされたか。	4.25
	12	各種行事等に対する改善点について委員の意見・提案がなされたか。また、意見・提案は改善等に反映されたか。	3.50
	13	委員による町民等からの相談・意見・情報等の把握及びそれらに対する適切な対応がなされたか。	3.50
	14	委員と町長・副町長・議会等との情報交換会等は適切になされたか。	2.00

評価 (注1) 評価点 5 = <たいへんよくできた> 4 = <よくできた> 3 = <ふつう>
2 = <やや不十分> 1 = <不十分>

(注2) 総合評点 全ての評価点の平均点 (合計点÷14)

総合評点 **3.75**

2 教育行政の重点施策の推進状況（担当課及び教育委員による）

目標	課	係	No	事務事業名	評価			
					担当課	教育委員		
教育と文化の薫る生涯学習推進のまち	教育総務課	総務係	1	さつま町奨学資金貸与事業	9	9		
			2	学校の再編	8	8		
			3	小学校PC整備事業	9	9		
			4	中学校PC整備事業	9	9		
			5	読書に親しむ活動推進事業	9	7		
			6	共済住宅整備事業	9	8		
	校	教育指導係	7	外国青年招致事業	8	8		
			8	小・中・高連携推進事業	8	6		
			9	さつま学（郷土教育）の推進	8	8		
			10	町教育研究会事業	9	8		
			11	さつま町特別支援教育支援員派遣事業	9	9		
			12	理科支援員等実践研究事業	9	10		
			13	授業力向上推進事業	8	7		
			14	「早寝・早起き・朝ごはん運動」推進事業	7	5		
			15	さつまっ子読書推進事業	8	6		
			16	地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業	9	10		
			17	人権同和教育事業（小学校）	8	7		
			18	人権同和教育事業（中学校）	8	7		
			育	教育企画係	19	幼稚園教育	6	5
					20	未就園児の保育体験（おひさまクラブ）事業	7	5
					21	生徒の教育相談	9	9
					22	スクールカウンセラー事業	8	8
					23	スクールソーシャルワーカー活用事業	9	10
					24	町適応指導教室事業	8	9
	学	学校給食センター	25	学校給食の地産地消の推進	7	8		
			26	学校給食センターの民間委託の検討	5	5		
	社	社会教育係	27	社会教育事務事業	7	7		
			28	生涯学習推進事業	7	7		
			29	家庭教育学級推進事業	8	7		
			30	高齢者学習活動促進事業	6	6		
			31	青少年育成推進事業	8	8		
			32	「さつまの日」推進事業	6	7		
			33	学校応援団推進事業	6	6		
			34	自治活動推進事業	9	9		
			35	図書室運営事業	7	6		
			36	ブックスタート事業	8	9		
			育	ツス振興係	40	学校開放事業費	5	4
	41	社会体育事業費			8	7		
	文化係	42		芸術文化活動事業	8	9		
		43		郷土芸能伝承活動事業	7	8		
		44		郷土学習推進事業	7	5		
		45		文化財保護事業	7	7		
		46		埋蔵文化財調査事業	8	9		
		47		歴史民俗資料館運営	7	7		
	平均値					7.73	7.45	

[資 料]

教育に関する事務の点検及び評価の実施に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定に基づき、さつま町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、自己点検及び評価（以下「事務点検評価」という。）を実施することに関し必要な事項を定め、効果的な教育行政の推進に資することを目的とする。

(事務点検評価の実施)

第2条 教育委員会は、毎年、前年度に係るその権限に属するすべての事務を対象に事務点検評価を行う。

(外部の有識者の知見の活用等)

第3条 教育委員会は、事務点検評価の客観性を確保するため、外部の有識者（以下「外部評価委員」という。）の知見を活用するものとする。

- 1 外部評価委員は、教育に関する有識者で、教育行政について客観的に意見を述べることができる者のうちから、教育委員会が委嘱する。
- 2 外部評価委員は、教育委員会の事務点検評価について、意見・要望等を述べるものとする。
- 3 外部評価委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。欠員が生じた場合における補充者の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務点検評価結果の活用)

第4条 教育委員会は、事務点検評価結果を教育施設の企画立案等、効果的な教育行政の推進等に活用するものとする。

(町議会への報告等)

第5条 教育委員会は、事務点検評価に係る報告書を作成し、町議会に提出するとともに、公表するものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、事務点検評価に必要な事項については、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (抜粋)

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験者を有する者の知見の活用を図るものとする。

さつま町教育委員会 教育委員名簿 (令和2年11月現在)

職 名	氏 名
教 育 長	原 園 修 二
委 員 (教育長職務代理者)	坂 口 正 浩
委 員	白 坂 和 美
委 員	手 塚 千 草
委 員	上別府 克 朗